事　業　実　施　計　画

（新規事業は※印）

第１　地域福祉の推進及び福祉文化の形成

実施事業	事　業　概　要	期待される効果（目標）
１　地域福祉を担う市町村社協活動強化への支援		
（１）小地域福祉活動の推進支援		
① 小地域福祉活動に関する調査研究の推進		
ア．小地域福祉活動に関する調査研究の推進	「市町村社協実態調査」や巡回訪問等を通じ、各市町村における小地域福祉活動の実態把握を行うほか、コミュニティソーシャルワーク研究会において小地域福祉活動の推進に向けた調査研究を行う。	実態把握で得られた結果や調査研究の成果を市町村社協へ提供することで、小地域福祉活動の活性化につなげる。
② 小地域福祉活動の普及促進		
ア．小地域福祉活動の推進	「共に生きる社会を創る運動～社会的孤立の解消に向けて～」（仮称）やコミュニティソーシャルワーク実践セミナー等において、小地域福祉活動の推進方策の普及促進を図る。 また、地区社連主催研修会等への担当職員の派遣を通じて、各市町村における小地域福祉活動の普及促進を行う。 H27現状値　H29目標値 ・小地域福祉推進組織　18市町村 ⇒ 23市町村 ・見守りネットワーク　28市町村 ⇒ 34市町村	本会が実施する各種事業や地区社連事業での普及促進により、県内における小地域福祉活動が推進できる。
（２）コミュニティソーシャルワークの推進		
① コミュニティソーシャルワークの調査研究の推進		
ア．市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーク研究の推進	コミュニティソーシャルワーク研究会において、今後のコミュニティソーシャルワークの推進策やコミュニティソーシャルワーカーの配置促進等の研究を進める。 H27現状値　H29目標値 ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ配置　17市町村 ⇒ 29市町村	コミュニティソーシャルワーク研究会における調査研究や「共に生きる社会を創る運動～社会的孤立の解消に向けて～」との連動により各市町村社協における活動の活性化とコミュニティソーシャルワーカーの配置促進が図られる。
② コミュニティソーシャルワークの実践の普及促進		
ア．コミュニティソーシャルワーク実践セミナーの開催	実践セミナーの開催を通して、コミュニティソーシャルワークの実践ノウハウや課題解決に向けた方策等を共有し、社協におけるコミュニティソーシャルワーク実践の普及促進を図る。	県内市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーク実践の普及促進が期待できる。
（３）地域福祉活動計画策定の推進		
① 地域福祉活動計画の策定・評価・見直しに向けた支援		
ア．地域福祉活動計画策定・評価への支援	策定が遅れている町村社協を対象に、当該自治体職員と社協職員による合同の連絡会を開催し、地域福祉（活動）計画の策定に向けた協議を行うほか、小規模町村社協事務局長連絡会や巡回訪問等を通じて必要な助言・情報提供等の支援を行う。 計画策定後の事業評価を予定している社協に対しても、職員を派遣する等必要な助言を行う。	連絡会等の協議を通じて、計画策定の意義の共通理解と策定ノウハウの共有化が図られ、策定促進につながる。 事業評価を通して、円滑な課題解決と事業推進を図ることが期待できる。

実施事業	事　業　概　要	期待される効果（目標）
（４）市町村社協の組織強化への支援		
① 市町村社協経営相談事業や巡回訪問等による支援		
ア．市町村社協経営相談事業や巡回訪問等による支援の実施	市町村社協における法人運営、会計・税務、人事労務等の経営課題に対して、専門家等による個別支援を行う。 平成２８年度・２９年度の２年間で県内全市町村社協への巡回訪問を実施し、社会福祉法人制度改革への対応や事業展開等必要な助言・情報提供を行う。	適切な助言・支援を通じて、円滑な課題解決と経営組織の強化が図られる。
イ．小規模町村社協事務局長連絡会の開催	離島・過疎地域の小規模町村社協特有の課題について研究協議を行う連絡会を開催し、組織の強化と社協活動の推進を図る。	小規模町村社協ならではの課題解決に向けた方策を検討し、今後の社協活動のさらなる推進につなげる。
ウ．「市町村社協の現況」の発行	「市町村社協実態調査」を実施し、「市町村社協の現況」として取りまとめ、市町村社協の経営及び実施事業状況等の把握と情報提供を図る。	市町村社協自ら、経営改善や事業運営等の参考資料として活用することができるとともに、本会が市町村社協へ行う各種支援に活用することができる。
② 市町村社協職員の資質向上への支援		
ア．市町村社協役員及び事務局長等の資質向上に向けた支援	「市町村社協会長・事務局長研究協議会」、「市町村社協常務理事・事務局長会議」を開催し、市町村社協を取り巻く課題等についての情報提供及び研究協議を行い、市町村社協の基盤強化を図る。	市町村社協を取り巻く経営課題への対応が図られ、組織の強化と社協活動の推進につなげる。
イ．市町村社協会計職員等の資質向上への支援	市町村社協会計担当職員等を対象に、社会福祉充実残額の算定方法及び日常の会計実務をテーマとする研修会を開催して、適正な会計処理と組織経営の強化を図る。 また、地区社連主催研修会等へ市町村社協経営相談事業専門相談員や担当職員を派遣するなどを通じ、必要な助言・情報提供等を行う。	市町村社協による円滑な社会福祉充実計画の策定等の対応に資するとともに、市町村社協の組織強化につなげることができる。
（５）各種福祉制度の変化に対応した社協の地域活動の推進支援		
① 社会福祉法改正への対応		
ア．社協経営の強化に向けた事業の実施	社会福祉法改正への対応を図るため、社協役職員を対象とした研修会の開催や、地区社連各種会議等への担当職員を派遣し、必要な助言・情報提供等を行う。	社協の基盤強化と安定経営に向けた取り組みを推進することができる。
イ．社会福祉法人・施設との連携による地域課題の解決に向けた取り組みの強化支援	「県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み指針」及び「同推進計画」に基づき、市町村社協と法人・施設との連携による公益的な活動が取り組めるよう県域における関係組織の連絡会の開催や必要な情報提供・支援を行う。	市町村社協と社会福祉法人・施設との連携により、地域の福祉・生活課題の解決につなげることができる。
② 介護保険制度改正への対応		
ア．介護保険事業実施社協への支援	介護保険事業を実施する社協を対象とした連絡会を開催し、新しい総合事業への対応も含め制度改正による経営面への影響及び事業展開のあり方等について検討する。	制度改正による経営課題を踏まえた今後の事業の展開方策を検討することを通じて、社協らしい介護サービス事業の展開が図られる。

	実施事業	事　業　概　要	期待される効果（目標）
※	イ．地域包括・在宅介護支援センターとの連携	地域包括・在宅介護支援センターと社協との合同研修会を開催し、社協と地域包括・在宅介護支援センターの連携強化を図り、地域包括支援体制の構築を図る。	社協と地域包括・在宅介護支援センターとの連携促進を図ることで、市町村社協における介護保険制度改正への対応や地域包括支援体制の支援体制の整備につなげることができる。
※	ウ．「地域共生社会の実現」への対応	「共に生きる社会を創る運動～社会的孤立の解消に向けて～（仮称）」の運動や生活困窮者支援、地域における福祉教育の取り組み等を通じて、関係機関と連携した地域共生社会の実現を図る。 また、市町村社協に対して、各種会議・研修会において制度動向等の周知を図る。	誰もが支え合いながら、社会的な役割を持って、自分らしく活躍できる地域コミュニティの形成につながる。 併せて、運動等を通じ地域の福祉・生活課題の円滑な解決が図られる。
	エ．「地域福祉推進コーディネーター事業」（県委託事業）の推進	県社協に地域福祉推進コーディネーターを配置し、補助対象自治体（６箇所予定）への巡回指導、連絡会及び研修会等を実施して、補助対象市町村が行う「地域福祉推進コーディネーター事業」を推進するとともに、離島・過疎地域における住民主体による生活支援の仕組みを構築する。 あわせて、事業で得られたノウハウを自治体や社協等に対し情報提供を行い、普及促進を図る。	過疎・離島地域のニーズを踏まえ、既存の助け合い・支え合い活動の基盤強化や生活支援サービスの拡充が図られる。 併せて、他の市町村への普及促進が期待できる。
	２　「共に生きる社会を創る運動～社会的孤立の解消に向けて～」の展開		
	（１）「共に生きる社会を創る運動～社会的孤立の解消に向けて～」の推進		
	①「共に生きる社会を創る運動～社会的孤立の解消に向けて～」の展開		
※	ア．推進会議の開催	各関係団体を構成員とする推進会議を開催し、運動全体の推進方策を踏まえ、各団体の機能を活かした運動を展開し、社会的孤立の解消・防止を図る。	各関係団体の機能を活かした運動を展開することにより、社会的孤立の解消・防止を図るとともに、県民運動の広がりが期待できる。
※	イ．広報啓発活動の実施	本会ホームページや広報誌において、社会的孤立の解消・防止に係る実践事例等の情報発信を行う他、シンポジウム等の開催を通した広報啓発活動を展開する。 また、運動の標語・ロゴマーク等の広報資材を作成し、運動への県民の理解と参加促進を図る。	運動に関する多様な取り組み内容等を広報していくことで、運動への県民の理解及び参加促進につなげる。
	② 地域の社会資源連携による包括支援体制づくりの推進		
	ア．地域包括支援体制整備に向けた研修会等の実施	地域包括・在宅介護支援センターと社協との合同研修会を開催し、社協と地域包括・在宅介護支援センターの連携強化を図り、地域包括支援体制の構築を図る。（再掲）	関係者間の意識共有が図られるとともに、地域包括支援体制の支援体制の整備につなげることができる。
	（２）社会的孤立対策モデル事業の推進支援		
	① 社会的孤立対策モデル事業指定社協への支援		
	ア．社会的孤立対策モデル事業の実施	モデル指定した４社協に対し、巡回訪問や連絡会等を通して事業推進に必要な助言・支援を行い、社協機能を活かした社会的孤立の解消・防止に向けた実践を展開する。 本会に設置したコミュニティーソーシャルワーク研究会事業とモデル事業を連動させながら、モデル事業の成果の普及・促進を図るための情報提供や活用支援を行う。 また、地区社連の各種会議等を通じて情報提供を図る。	モデル事業の実施を通して、住民主体による多様な社会資源連携による支え合いの仕組みづくりを推進することができる。併せて、他の市町村への普及促進が期待できる。

実施事業	事　業　概　要	期待される効果（目標）
3　ボランティア・市民活動の充実強化		
（1）市町村社協ボランティアセンターへの支援		
① 市町村社協ボランティア担当職員の資質向上		
ア．市町村社協ボランティア担当者研究協議会等の開催	福祉教育推進研究会の検討結果等を踏まえた研究協議会等を開催し、ボランティア担当者の専門性の向上とスキルアップを図る。	担当者が必要な技術とスキルを身につけることで、ボランティアセンターの中核的な職員の育成につなげる。
② 市町村社協ボランティアセンターの実態把握と運営支援		
ア．市町村社協ボランティアセンター関係調査の実施	市町村社協ボランティアセンターの概要や各種実施事業に係る実態調査を実施するとともに、課題への対応策等を検討し、市町村社協へ検討結果等の周知を図る。	課題への対応策等を踏まえた必要な助言・支援を行うことにより、ボランティアセンターの機能・活動強化につなげる。
イ．ボランティアセンターの運営及びボランティア事業に関する相談支援	市町村社協ボランティアセンターの設置促進に向けた方策を検討し、市町村社協へ助言・情報提供を行い、ボランティアセンターの機能強化を図る。 市町村社協巡回訪問や地区社連関係会議等へ参加し、個別的な相談対応や、必要な助言支援や情報提供を行う。 H27現状値　H29目標値 ・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰの設置　19市町村 ⇒ 20市町村	ボランティアセンター運営の充実と機能強化、担当者の資質向上が図られる。
（2）ボランティア・ＮＰＯ活動の推進支援		
① ボランティア・ＮＰＯ活動への支援と連携・協働の推進		
ア．ボランティア・ＮＰＯ活動の実態把握	市町村社協や福祉施設等が把握するボランティア・ＮＰＯ活動等の調査を行うとともに、県民に広く周知を図り、ボランティア・ＮＰＯ活動の活性化に向けた基礎資料の収集を図る。	県内のボランティア団体等の活動状況等の周知を通じ、県民のボランティア・ＮＰＯ活動への参加促進と活動の活性化が図られる。
イ．ボランティア・ＮＰＯ活動に対する相談支援と連携・協働の推進	ＮＰＯ団体等の抱える課題への対応方法等を考えるＮＰＯセミナーの開催やボランティア・ＮＰＯ団体の相談支援を行い、ボランティア・ＮＰＯ活動の充実を図る。 「おきなわ市民活動支援会議」へ参画し、県内の市民活動支援機関・団体が連携・協働してＮＰＯ支援を行う。	相談支援やＮＰＯ支援にかかる方策等の共有、セミナー開催を通して、ボランティア・ＮＰＯ活動の充実が図られる。
ウ．拠点機能を活かした支援	会議スペースの貸し出しや情報閲覧コーナーの設置等を通じて、県域での拠点機能を活かしたボランティア・ＮＰＯ団体の支援を行う。	ボランティア・ＮＰＯ団体の活動・広報支援を行うことにより、ボランティア・ＮＰＯ活動の活性化につなげることができる。
② ボランティア・ＮＰＯ活動の普及啓発及び参加促進		
ア．メールマガジンやホームページによる活動情報の提供	メールマガジンやホームページ等において、ボランティア・ＮＰＯ団体の事業内容や助成金等の情報発信を行う。 H27現状値　H29目標値 ・ﾒｰﾙﾏｶﾞｼﾞﾝ配信数　755箇所 ⇒ 820箇所 ・ﾒｰﾙﾏｶﾞｼﾞﾝ情報掲載数　420 ⇒ 460	県民に対する県内のボランティア・ＮＰＯ団体の活動情報等の発信により、活動への参加促進を図るとともに、ボランティア・NPO活動の活性化につなげる。
③ ボランティアコーディネーターの育成及び支援		
ア．ボランティアコーディネーター研修会の開催	ボランティアコーディネーター研修会を開催し、市町村社協を中心に、福祉施設、病院など各機関・団体に所属するボランティアコーディネーターの資質向上を図る。	ボランティアコーディネーターの資質向上が図られ、ボランティア受入れ体制の強化やボランティア活動の推進につなげる。

実施事業	事　業　概　要	期待される効果（目標）
イ．ボランティアコーディネーターに対する相談支援及び情報提供	市町村社協をはじめ、各機関・団体のボランティアコーディネーターへの相談対応を通して必要な助言・支援や情報提供等を行う。	継続的な相談支援と情報提供等を通じ、ボランティアコーディネーターの活動を支援することができる。
④県ボランティア・市民活動支援センターの機能強化		
ア．県ボランティア・市民活動支援センター運営委員会の開催	多様な関係機関・団体の代表からなる運営委員会において、センターの事業運営に関する意見を踏まえて効果的な事業推進につなげる。	ボランティア・市民活動の活性化を図るため、今後のセンターの事業運営のあり方等を検討し、県民から期待されるセンターの運営につなげる。
（3）福祉教育・ボランティア学習の推進		
①地域・学校における福祉教育・ボランティア学習の推進と支援		
ア．沖縄県福祉教育推進研究会の開催	昨年度に引き続き、学校における福祉教育プログラム作りに取組むとともに、学校で取組んだ福祉教育の成果を地域の中で実践していく方策等の検討を進める。	継続して調査研究に取り組むことで、地域・学校との連携による福祉教育実践の推進が図られる。
イ．ボランティア学習・福祉教育研修会の実施	沖縄県福祉教育推進研究会の成果を踏まえ、市町村社協、学校、ＮＰＯ等を対象に福祉教育推進セミナーを開催し、本県のボランティア学習・福祉教育の充実強化を図る。	地域・学校におけるボランティア学習・福祉教育の充実強化につなげる。
ウ．市町村社協におけるボランティア学習・福祉教育への支援	市町村社協や学校関係者等からのボランティア学習・福祉教育に関する個別相談に対し助言及び支援を行う。 市町村社協巡回訪問や地区社連関係会議への参加を通して、沖縄県福祉教育推進研究会の成果を活用した福祉教育の取組み等の情報提供を行う。	市町村社協が行うボランティア学習・福祉教育の効果的な事業実施により、県民の豊かな福祉観の醸成と福祉活動への主体的な参加促進につながる。
エ．関係機関・団体との連携・協働によるボランティア学習・福祉教育の推進	沖縄県福祉教育推進研究会「学校における福祉教育の推進方策」を取りまとめ、市町村社協、学校、教育委員会等との連携・協働による福祉教育の推進を図る。	市町村社協から学校や地域の実情を踏まえた福祉教育プログラムを提案することにより、地域・福祉関係者・教育機関が連携したボランティア学習・福祉教育の実践につなげる。
4　民生委員児童委員活動の強化・支援		
（1）民生委員児童委員活動の強化・支援		
①県民児協の運営基盤強化と広報・啓発活動の支援		
ア．県民児協の安定的な組織運営の支援	民生委員制度創設100周年を契機とし、民生委員児童委員活動の広報・啓発を強化し、県民への理解促進を図るとともに、充足率の向上に努める。あわせて、『民生委員制度100年通史』作成への協力、100周年記念東京大会への単位民児協役員の派遣を行う等、記念事業を推進する。 また、沖縄県民生委員児童委員協議会の運営を支援するとともに、各階層等に応じた必要な知識・相談技法等の研修会の開催を通した民生委員児童委員の資質向上を図る。 さらに、平成30年度に本県で開催予定の全国民生委員児童委員大会に向けて、準備・調整を進める。	県民児協の運営及び事業を支援することにより、組織の運営基盤の強化が図られる。 100周年を契機に活動の活性化が図られる。

実施事業	事　業　概　要	期待される効果（目標）
② 資質向上のための各種研修会等の開催		
ア．会長研修会、階層別研修会、主任児童委員研修会等の実施	民生委員・児童委員の役職や経験年数等の階層に応じた研修の企画等を県民児協と連携を図り実施する。 また、市町村民児協が主体となって行う各種研修会支援を行う。 新任民生委員児童委員研修（地区別） 中堅民生委員児童委員研修（地区別） 主任児童委員（年２回） 民生委員児童委員協議会会長研修（年２回） 市町村民児協の研修支援等（随時）	民生委員・児童委員が各地域において福祉活動が円滑に行えるよう、民生委員・児童委員の資の向上と活動の活性化が図られる。
5　災害時における危機管理体制の強化		
（１）災害時における支援体制の整備と強化		
① 市町村社協における支援体制の整備と強化		
ア．「災害時支援体制強化事業」を通じた市町村社協災害対応マニュアル策定の推進	市町村社協における災害対応のノウハウをまとめた手引きを作成し、マニュアル未策定の市町村社協へ情報提供し、市町村社協におけるマニュアルの策定促進を図る。 また、市町村社協主体による災害対応訓練の助言・支援を行う。 H27現状値　H29目標値 ・災害対応ﾏﾆｭｱﾙ策定　5市町村 ⇒ 10市町村	災害対応マニュアルの策定促進と訓練の実施を通して、社協における災害対応力の強化につなげる。
イ．市町村社協における災害ボランティアセンター応援担当職員の配置と養成	「県内社協災害時相互応援協定」に基づき、配置された災害ボランティアセンター応援担当職員を対象に養成研修会を開催し、その専門性の向上とスキルアップを図る。	応援担当職員として必要な知識と技術を身につけることにより、市町村社協における災害対応力の向上が図られる。
ウ．県内社協間災害時相互応援協定に基づく連絡会の開催	「県内社協災害時相互応援協定」に基づき、地区社連や市町村社協との連絡会を開催し、相互の支援体制の整備を図る。	平時より相互の役割分担に基づく災害時の連携・協働のあり方等を議論することにより、被災地社協への円滑且つ効果的な支援を行うことができる。
② 災害時に備えた関係機関・団体との連携・協働の推進		
ア．災害支援に関わる関係機関連絡会（仮称）の開催	災害時に各関係機関の機能を活かした支援活動の展開が図られるよう、定期的な連絡会を開催する。	平時から各関係機関の機能や役割を理解することにより、災害時に効果的な支援活動が期待できる。
③ 本会における災害に備えた危機管理体制の強化		
ア．災害時に備えた支援体制の強化	予測できない災害発生に備え、災害担当職員を配置し、資質向上に向けた取り組みを行う。 県社協災害救援マニュアルに基づき、県社協災害ボランティアセンターの設置運営の方法等について検討を進め、その体制整備を図る。また、支援活動に必要な資機材について計画的な整備を図る。	平時から職員の災害対応の意識向上及び災害時における迅速かつ効果的な支援体制の構築が図られる。

実施事業	事　業　概　要	期待される効果（目標）
（2）災害時における支援活動の実施		
① 被災者及び被災地に対する支援		
ア．災害発生時における被災者及び被災地支援活動	災害発生時、本会の災害救援マニュアルや県内社協災害時相互応援協定、沖縄県地域防災計画等に基づき、被災者及び被災地社協等に対し支援活動を行う。 県外での災害については、全社協からの要請や九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づき、必要な支援を行う。	被災者及び被災地社協等に対し、災害ボランティアセンターの立ち上げ支援や助成金、貸付金等を活用し、迅速かつ的確な支援活動につなげることができる。